

平成29年度 施策評価表 (平成30年度向け施策の取組方針)

施策名: 都市基盤
 施策番号: 20 - 01

1 施策の基本情報

施策名	20 都市基盤	展開方向	01 都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。
主担当局	都市整備局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合		H26	83.2 %	87	75.2	83.2	79.2	82.0	**	0%
災害に強い道路網の整備		H22	84.8 %	87	85.5	85.7	85.9	86.1	**	59.1%
市内全駅の駅前の放置自転車台数		H24	2,541 台	1,905	3,086	2,045	1,169	570	**	100%

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	道路・橋・河川・上下水道等の整備・維持 防災性の向上を目指した都市づくり
------	---

重要度

	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
28年度	28.4%	34.8%	35.4%	1.2%	0.2%
	第10位 / 20施策		5点満点中	3.90点(平均3.89点)	
27年度	第7位 / 20施策		5点満点中	4.11点(平均3.98点)	
26年度	第7位 / 20施策		5点満点中	4.09点(平均3.99点)	

満足度

	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
28年度	3.6%	22.2%	59.9%	9.7%	4.5%
	第2位 / 20施策		5点満点中	3.11点(平均2.99点)	
27年度	第2位 / 20施策		5点満点中	3.09点(平均2.95点)	
26年度	第3位 / 20施策		5点満点中	3.06点(平均2.95点)	

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。

4 平成29年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1 拡充	道路橋りょう新設改良事業
2 拡充	水路整備事業
3 拡充	交通政策推進事業
4 拡充	駐輪施設等維持管理事業
5	

5 平成28年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1 拡充	抽水場整備事業
2 拡充	駐輪施設等維持管理事業
3	
4	
5	

6 平成27年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1 拡充	交通政策推進事業
2 拡充	民間駐輪場整備補助金
3 拡充	放置自転車等対策事業
4	
5	

7 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成28年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいること	都市基盤の整備・維持による安全空間の創出
	総合戦略
<p>【都市基盤の整備・維持】 (目的) 都市防災機能の向上、及び利便性が確保された生活空間を創出する。 (成果) 「尼崎市都市計画道路整備プログラム」に基づき、長洲久々知線ほか5路線の整備を進めた結果、都市計画道路の整備率を86.1%に向上させた。(目標指標) 総合的な治水対策として、「尼崎市総合治水対策基本ガイドライン」の策定を行った。(目標指標) 雨水貯留管は詳細設計に着手し、土質調査や関係機関との協議を行った。(目標指標) 抽水場は老朽化に伴う応急措置を行うとともに、大高洲抽水場のポンプ用エンジンの取替工事に着手した。(目標指標) (課題) 未実施の課題がある路線について、早期の事業着手に取り組む必要がある。 「尼崎市総合治水対策基本ガイドライン」に基づき、公共施設等を新築の場合には、貯留浸透施設の整備を進める。管理している水路の中には、開発や都市化の進行・下水道の普及によりその必要性に変化が生じている。雨水貯留管整備についての財源確保と費用の平準化が必要である。 市内の全6抽水場において老朽化が著しく、早急に設備を改築していく必要がある。 【総合的な地域交通政策の推進】 (目的) 人と環境にやさしいまちの活力を支える交通環境を実現する。 (成果) 市民や交通事業者等で構成する地域交通政策審議会において、本市の交通を取り巻く現状と課題の整理及び目指すべき地域交通政策の基本方向等について調査審議を行い、「尼崎市地域交通計画」を平成29年3月に策定した。(目標指標) (課題) 目的の達成に向け、計画を推進するにあたり、市民、交通事業者との連携を強化する必要がある。 【自転車施策の推進】 (目的) 安全安心な自転車利用者の都市基盤の整備、及び市内13の鉄道駅周辺における放置自転車台数を減少させる。 (成果) 自転車走行空間整備事業は、「尼崎市自転車ネットワーク整備方針」に基づき約0.3kmを整備したことで、市道のネットワークが約4.1km(約12%)となり、平成37年度の事業完了(全延長35.0km)に向け計画通りに進捗している。(目標指標) 民間駐輪場整備補助金により172台の駐輪場が整備され、官民併せて約44,000台の駐輪場がある。(目標指標) 啓発と誘導とともに効果的な放置自転車の撤去(平成26年度210回、平成27年度308回、平成28年度402回)を実施した。平成28年度からは、放置自転車数が最も多い阪急武庫之荘駅において、経年劣化で汚損、破損しているバリケード等に代わる啓発用品(サインキューブ)への置き換えを行った。この結果、平成26年度に2,045台あった放置自転車が、平成27年度は1,169台、平成28年度は570台と2年連続で放置自転車が半減している。(目標指標) 商業施設における駐輪場附置義務について、見直しを視野に入れた実態調査を実施した。(目標指標) (課題) 事業に必要な財源が確保できなかった場合、年次ごとの整備計画に遅れが生じる可能性がある。 駐輪場が不足する阪急武庫之荘駅、阪急塚口駅などにおいて、さらなる駐輪場の確保に努める必要がある。 放置自転車がもたらす道路空間等への悪影響や駐輪場の場所と利用方法などの正しい知識を普及させる必要がある。 商業施設における駐輪場附置義務の制度見直しに向けて、実態や実情に沿った有効な手段を引き続き検討する必要がある。</p>	
行政が取り組んでいくこと	適切な維持管理によるライフサイクルコストの低減
	総合戦略
<p>【道路、橋りょう等の適切な維持管理】 (目的) 適切かつ継続的に維持管理を行い、計画的かつ効率的な手法によって整備・更新を行う。 (成果) 幹線道路の舗装は、補助路線の優先順位を踏まえた補修計画を基に、長寿命化に向けた計画的な補修を行っており、平成28年度は、7路線の幹線道路補修工事を実施した。(目標指標) ①市が管理する708橋は、「尼崎市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき修繕・更新時期を計画しており、平成28年度は、4橋の補修・架替工事を実施した。現計画で補修が必要と定める橋りょうの補修率は約8%である。(現計画における対象橋梁数は123橋でこれまでに10橋の補修が完了している。)(目標指標) (課題) ②今後増加が見込まれる橋梁補修のさらなる効率化を目指し、「尼崎市橋梁長寿命化修繕計画」を見直す必要がある。</p>	
行政が取り組んでいくこと	立地の適正化
	総合戦略
<p>【立地の適正化】 (目的) 人口減少・少子高齢化社会において誰もが安心できる健康で快適な生活環境を実現する。 (成果) ③学識経験者等を交えた意見交換会を実施したほか、都市計画審議会に意見を聴き、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の配置等に關する包括的なマスタープランとして「尼崎市立地適正化計画」を策定した。(目標指標) (課題) ④計画に掲げる「立地の適正化に関する方針」に基づく効果的な誘導施策を推進していく必要がある。</p>	

8 施策評価結果(二次評価)

平成29年度の取組	
【都市基盤の整備・維持】	「尼崎市都市計画道路整備プログラム」に基づき、計画的かつ効率的に都市計画道路を整備し、災害に強い道路網を構築する。県施行：園田西武庫線、尼崎宝塚線 市施行：園田豊中線、長洲久々知線、尼崎駅前3号線 引き続き、喫緊の課題のある路線について検討する。 市内一円の水路を適切に維持管理するため、水路機能の有無について検討を行い、水路網再編計画の策定を進める。 雨水貯留管は平成30年度の工事着手に向けて、平成28年度から継続している詳細設計及び関係機関との協議に取り組む。 大高洲抽水場の電動ポンプ設備の更新を実施する。 【総合的な地域交通政策の推進】 バス利用の実態を調査し、その結果に基づくバスネットワーク改編の検討を行うなど、地域交通計画に掲げた施策を推進する。 【自転車施策の推進】 財源を確保し、整備計画に基づきネットワーク路線の整備を進める。 民間駐輪場整備補助金を引き続き実施する。阪急武庫之荘駅においては、阪急電鉄と駐輪機設置について協議するとともに、駐輪場整備用地の購入を検討し、駐輪場の確保に努める。 徹底した啓発と駐輪場への誘導、効果的な放置自転車の撤去を引き続き実施するとともに、市民の駐輪マナー向上などの放置自転車防止・抑制に取り組む。また、平成28年度に阪急武庫之荘駅に導入したバリケードに代る啓発用品をJR立花駅や阪神尼崎駅など市内各駅へ導入する。 商業施設における駐輪場附置義務について、実態や実情に沿った制度の見直しに向けた検討を行う。 【道路、橋りょう等の適切な維持管理】 ②今後増加が見込まれる橋梁補修のさらなる効率化を目指し、定期点検と修繕計画の整合性を図るため「尼崎市長寿命化修繕計画」の見直しを行う。
新規・拡充の提案につながる項目	
【都市基盤の整備・維持】	総合治水を推進するため、貯留等の具体的な手法を検討するとともに、実施可能な公共施設の貯留機能の確保に向け、調整する。 又兵衛抽水場の設備改築について検討する。
【自転車施策の推進】	マナー啓発ポスターのイラストについて学校に協力を求め、作品の募集を検討する。
改革・改善の提案につながる項目	
下水管きょ維持業務について、平成30年度からの実施を別途に順次外部委託できるように取り組んでいく。	

評価と取組方針		
・「市内全駅の駅前の放置自転車台数」は大幅に減少している。今後も放置自転車ゼロを目指し、駐輪場所の確保や啓発などの取組を進める。一方で、商業施設周辺の放置自転車が課題となっていることから、附置義務の見直し等に取り組んでいく。		
・自転車マナーの徹底が依然として課題となっている。歩行者、自転車、自動車が安全・安心で快適に通行できるよう、自転車レーンを整備するとともに走行や駐輪のマナー向上に向けた取組を強化する必要がある。		
・道路、橋りょうなどの整備については、市民の安全・安心のために喫緊に対応する事業を優先的に実施する必要がある。		
総合評価		
重点化	転換調整	現行継続

平成29年度 施策評価表 (平成30年度向け施策の取組方針)

施策名: 都市基盤
 施策番号: 20 - 02

1 施策の基本情報

施策名	20 都市基盤	展開方向	02 地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全なまちづくりに取り組みます。
主担当局	都市整備局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合		H26	83.2 %	87	75.2	83.2	79.2	82.0	**	0%
災害に強い道路網の整備		H22	84.8 %	87	85.5	85.7	85.9	86.1	**	59.1%
防災街区整備地区計画等策定支援地区数(累計)		H26	5 地区	6	5	5	5	5	**	0%
密集住宅市街地道路空間整備事業の整備実施延長(累計)		H24	74.2 m	351	105.4	132.8	209.5	257.3	**	66.1%

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	道路・橋・河川・上下水道等の整備・維持 防災性の向上を目指した都市づくり
------	---

重要度

	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
28年度	28.4%	34.8%	35.4%	1.2%	0.2%
	第10位 / 20施策		5点満点中	3.90点(平均3.89点)	
27年度	第7位 / 20施策		5点満点中	4.11点(平均3.98点)	
26年度	第7位 / 20施策		5点満点中	4.09点(平均3.99点)	

満足度

	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
28年度	3.6%	22.2%	59.9%	9.7%	4.5%
	第2位 / 20施策		5点満点中	3.11点(平均2.99点)	
27年度	第2位 / 20施策		5点満点中	3.09点(平均2.95点)	
26年度	第3位 / 20施策		5点満点中	3.06点(平均2.95点)	

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。

4 平成29年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

5 平成28年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

6 平成27年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

7 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成28年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいること	市民主体のルールづくりによる安全空間の創出と継承 総合戦略
[市民主体のルールづくりによる安全空間の創出と継承] (目的) ・尼崎市住宅市街地整備・改善方針に基づく、密集市街地の防災性の向上を目指した、安全・安心なまちづくりを推進する。 ・戸ノ内地区では、老朽建築物の密集、狭隘道路など住環境改善がかねてからの課題であるため、住宅市街地総合整備事業の手法により、公共施設の整備を進め災害に強いまちづくりを目指す。	
(成果) 本市では、道路が狭く老朽木造住宅が密集し、地震時等において大規模な火災の可能性のある密集市街地について、「尼崎市密集市街地整備・改善方針」(平成17年3月策定)に基づき、規制誘導及びハード施策の両面から整備・改善を進めている。(目標指標) 平成23年度以降、重点密集市街地を中心に4地区において「防災街区整備地区計画」を都市計画決定し、建物の建替えに合わせて不燃化・耐震化を図るとともに、避難路または延焼遮断機能としての役割を担う道路の幅幅を促進することにより防災性の向上を図っている。平成28年度には、密集地区の住宅敷地は一般に狭小であることから、建替に際し一定の敷地を確保するため、隣接する空地等を取得し、道路空間の確保や良好な住宅の建設を誘導するための補助等の制度設計を国に要望した。 平成26年度以降は、新たに下坂部川出地区のまちづくり協議会において、高齢化が進む地区住民に対して、避難路の確保や維持管理などまちづくりルールの作成を含め、多面的な支援を行いながら、防災街区整備地区計画の都市計画決定に向けた取組みを進めている。平成28年度は概ね合意形成ができたため、地元より地区計画の提案がなされ、平成29年度には都市計画決定が出来る見込みである。(目標指標) 地区計画等が策定された地区において、道路空間の自敷地内での確保など、住民主体で定めたルールの実効性を担保するため、住環境整備条例に「地区まちづくりルール制度」を規定した。 ハード施策としては、平成24年度より「密集住宅市街地道路空間整備事業」を実施し、防災街区整備地区計画区域内の主要道路において建替等に伴い敷地後退した部分について前面道路の舗装及び側溝整備等を行い、道路として適正に使用されるよう道路空間の確保を図っている。平成28年度までに、14件約260mを整備したが、事業対象路線以外の同区域内道路沿道については行政指導にとどまり、道路空間の確保の担保性が弱いことから、平成27年度より、住民等の維持管理協定を締結した路線についても事業対象とすることとした。(目標指標) 戸ノ内地区においては、阪神・淡路大震災を契機に、その教訓を生かし災害に強いまちづくりを目指し設立された地元まちづくり協議会と連携し住宅市街地総合整備事業を進めている。協働の取組みとしてワークショップによる計画検討を進め、これまで道路幅や災害時の身近な防災拠点である地区施設の公園整備を進めており、平成27年度に地元まちづくり協議会と協働で住宅市街地総合整備事業の事業計画変更を行った後、平成28年度は南北2号線、社宅2・3号線他において用地取得、物件補償を実施した。なお、住宅地区改良事業については、昭和53年度に地区指定を受けた後、阪神・淡路大震災による区域拡大を経て、平成27年度末を以って事業完了している。	
(課題) 密集市街地のさらなる改善促進に向けて、新たな方策の検討が必要である。 地区の活動の更なる支援のため、新たに制定した「地区まちづくりルール制度」を十分に活用できるように周知する必要がある。 今後、無秩序な開発等により防災上、道路ネットワークが不十分となることが想定される地区(食満、塚口北など)については、整備手法等の検討が必要である。 戸ノ内地区においては、今後も地元との連携を図り、平成30年度事業終息に向けて着実に取組みを進める必要がある。	

平成29年度の取組	
[市民主体のルールづくりによる安全空間の創出と継承] 密集住宅市街地道路空間整備事業は、敷地後退部分のみ順次、パッチワークのように整備されるため、最終的に道路線形に不整合が生じないよう、測量の実施等を進めていく。 尼崎市密集市街地整備・改善方針について、密集市街地のさらなる改善促進に向けた見直しを行っていく。 防災街区整備地区計画の都市計画決定を増加させることにより、地域の特性に応じたルールづくりや災害に関する情報の共有を拡大し、災害に強く安全なまちづくりを進めていく。 道路と敷地との段差や壁面後退部分における障害物の設置、道路空間の適正な使用など、地区計画では対応しきれない地域防災性向上の阻害要因については、地区独自のまちづくりルールの策定手続きを条例に位置づけた「地区まちづくりルール制度」を十分に活用できるよう周知し、地域の意欲的な防災まちづくりへの取組を支援するとともに、地元組織と連携した効果的な事業の周知を進めていく。 壁面後退部分や道路空間が適正に使用されるよう見守り体制の充実等についての協議を地区毎に進める。 道路が狭く駅前の交通動線の確保が課題である阪急塚口駅北地区や、生産緑地の指定を外れることが想定される農地が転用され、基盤の整わないまま無秩序な市街地が形成される恐れのある食満地区については、新たな密集化・無秩序な開発を防ぐため、市民主体のまちづくりに向けた方策について関係機関と連携し、情報交換・研究を行う。 地元まちづくり協議会との良好な関係を維持し、地区住民の理解と協力のもと、戸ノ内地区住宅市街地総合整備事業の平成30年度事業終息に向け整備を着実に進め、防災性の向上を図る。	
新規・拡充の提案につながる項目 密集市街地の整備・改善については、従来の施策以外に、隣地取得の際の補助等や建替等の際に道路後退用地の取得を行うことなど、建替更新の促進を図る手法について研究を行う。	
改革・改善の提案につながる項目 新規・拡充等の提案に必要な費用については、官民境界明示事業を見直した財源等を基に捻出する。	

8 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針	
・密集市街地の整備については、住民の主体的な取組のもと、防災街区整備地区計画によるまちづくりを進める中で「地区まちづくりルール制度」等を活用し、地域との連携を進めていくとともに、老朽木造住宅の建替えを促進し、道路空間の確保に努めていく。 ・戸ノ内地区については、平成30年度の事業終息に向け、用地取得や道路整備に取り組み、住環境の整備を進めていく。	
総合評価 重点化 転換調整 現行継続	